

令和3年度旭川市農業委員会第1回定例農政部会議事録

- 1 開催日 令和3年4月26日（月曜日）
- 2 開催時間 午後2時15分開会 午後2時40分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 2階 2・3号室
- 4 出席委員 17名
1番・川上 和幸 3番・鈴木 剛 4番・田口 一昌 5番・橋本 幸博
6番・香川 三四郎 7番・米田 満 8番・笹田 文彦 9番・請川 幹恭
10番・楠 栄 11番・佐藤 博則 12番・山村 志保子 13番・島田 正明
14番・石坂 昇 15番・加藤 孝志 16番・中原 俊一 17番・市田 敏行
18番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 1名
2番・前田 靖雄
- 6 会議出席 野谷事務局長 石山主任
事務局職員 須賀主任 武田主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録 11番・佐藤 博則 12番・山村 志保子
署名委員
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善意見案策定のための特定委員会の設置について
 - (2) 報告第1号 農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について
 - (3) 報告第2号 経営移譲年金裁定請求について
 - (4) 報告第3号 農業者老齢年金裁定請求について
 - (5) 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第5号 農地法第4条の規定による届出について
 - (7) 報告第6号 農地法第5条の規定による届出について
 - (8) 報告第7号 現地目証明願について

10 議事録本紙

- 議長（市田 敏行） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第1回定例農政部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は17名でありますので、部会規則第8条の規定に基づきまして、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立しております。
- 詳細につきましては、事務局から報告をいたします。
- 事務局（野谷 局長） 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、2番・前田委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 議長（市田 敏行） それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。
- 11番・佐藤委員、12番・山村委員の両委員を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
- それでは、本日の議事日程に基づき進めてまいります。御発言のときには、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（市田 敏行） それでは審議に入ります。日程第1議案第1号「令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善意見案策定のための特定委員会の設置について」を上程いたします。
- 事務局から説明願います。
- 事務局（武田 主任） 事務局。
- 日程第1議案第1号「令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善意見案策定のための特定委員会の設置について」を御説明いたします。
- 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、農業委員の知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないとされております。
- 資料1を御覧ください。
- 前回の平成30年においては、意見書の提出により、平成30年7月の大雨災害の復旧に向けた事業構築及び予算獲得を強力に後押しすることができました。また、東旭川地区においては中山間地域の指定がなされるなど、一定の成果を上げたところでございます。
- この意見提出の実施につきましては、先ほど開催されました第1回総会議案「令和3年度旭川市農業委員会活動計画」の中で御決定をいただいたところでございます。
- 実施の時期につきましては、市の次年度予算に反映されやすい時期に間に合わせるということで、4月の第1回定例農政部会の中で特定委員会を設置し、8月の第3回定例農政部会で改善意見案を御審議・御決定いただくことで考えております。
- 農業委員会として十分な議論を尽くした中で、意見提出を行ってまいりたいと考えておりますので、この改善意見案を策定するための特定委員会の設置について、よろしくをお願いいたします。
- 議長（市田 敏行） それでは、農地等利用最適化推進施策の改善意見案の策定につきまして、特定委員会を設置して実施することよろしいですか。
- 委員 （「異議なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） それでは、特定委員会を設置することに決定いたします。
- 議長（市田 敏行） 次に、特定委員会の構成及び特定委員の選出につきまして、事務局から説明いたします。

- 事務局（武田 主任） 事務局。
 それでは、特定委員会の構成及び特定委員の選出につきまして、事務局案を説明いたしますので、資料1を御覧ください。
 中段に、今回の特定委員会の構成及び委員の選出にかかる事務局案をお示ししております。また、裏面は過去の特定委員会の構成となっております。
 まず、構成の事務局案といたしましては、前回と同様に、東旭川地区協議会から2名、その他4つの地区協議会から1名ずつ、合計6名の地区協議会選出委員に特定委員となつていただき、これに参加としまして、会長、会長職務代理者、農政部長、農政部長職務代理者の4名の方に加わつていただき、合計10名で構成したいと考えております。
 以上でございます。
- 議長（市田 敏行） ただいま、事務局より特定委員会の構成について説明がありましたが、地区協議会からの特定委員選出につきましては、あらかじめ地区協議会会長を通じて地区協ごとにご推薦いただいておりますので、事務局から御報告いたします。
- 事務局（武田 主任） 事務局。
 それでは各地区協議会会長より推薦いただいた特定委員を御報告いたします。
 東旭川地区協議会 9番 請川委員、4番 田口委員
 本日は欠席ですが、
 西神楽地区協議会 2番 前田委員
 江神地区協議会 12番 山村委員
 東鷹栖地区協議会 5番 橋本委員
 永山地区協議会 10番 楠委員
 以上6名の皆様でございます
 ここで、大変恐縮ではありますが、時間等の制約もございますので、特定委員により令和3年度第1回特定委員会を直ちに開催し、「委員長及び副委員長の互選」及び「日程等の協議・決定」を行つていただき、部会に御報告したいと考えておりますので、部会の一時休憩を要請いたします。
- 議長（市田 敏行） ただ今、事務局から第1回特定委員会を直ちに開催したいとの要請がありましたので、これを受け、部会を一時休憩したいと思いますでしょうか。
- 委員 （「はい。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） それでは、部会を一時休憩し、第1回特定委員会を開催いたします。
 参与を除く特定委員の皆さんは、隣にあります4号室へお集まりください。その他の皆様は再開までこの部屋でお待ちください。
- ＜部会は暫時休憩。休憩中に第1回特定委員会開催＞
- 議長（市田 敏行） それでは、再開いたします。
 第1回特定委員会で決定した事項について、事務局から御報告いたします。
- 事務局（武田 主任） 事務局。
 それでは御報告申し上げます。
 委員長につきましては、5番 橋本委員、副委員長につきましては、4番 田口委員と決定いたしました。
 次に、今後の日程につきまして御説明いたします。ただ今配付いたしました資料2を御覧ください。
 本日4月26日、第1回定例農政部会で改善意見案策定のための特定委員会を設置し、第1回特定委員会を開催いたしました。
 次回以降の日程でございますが、まず5月中旬に正副委員長会議を、5月

下旬に第2回特定委員会を開催することになりました。

この第2回特定委員会を踏まえまして、6月上中旬に各地区協議会を開催いただき、この中で改善意見案作成に向けた検討を行っていただきたいと思いますと考えております。

その後、7月から8月にかけて第3回及び第4回特定委員会を開催して改善意見案の校正作業を行い、8月25日開催の第3回定例農政部会で、意見の決定をいただきたいと思いますと考えております。

また、決定いたしました意見につきましては、9月上旬をめどに旭川市長へ手交することを予定しております。

なお、6月25日開催の第2回定例農政部会終了後、各地区協議会での検討結果の概略につきまして、例年どおり中間報告をさせていただくこととしております。

御多忙な時期とは存じますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市田 敏行） ただ今、事務局から委員長及び副委員長決定の報告及び意見提出に係る今後の日程につきまして説明がありましたけれども、議案第1号を通して、御意見・御質問等はございますか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） それでは、議案第1号につきましては異議なしと認め、特定委員会の開催及び意見提出については、このように進めさせていただきます。

○議長（市田 敏行） 続きまして、報告案件に移らせていただきます。

日程第2・報告第1号から、日程第8・報告第7号まで一括で御報告いたします。

事務局から御説明願います。

○事務局（石山 主任） 事務局。

報告第1号から報告第3号は、いずれも農業者年金の受給に関する届出でございます。議案2ページ報告第1号「農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について」及び、議案4ページ報告第2号「経営移譲年金裁定請求について」はそれぞれ1件、議案6ページ報告第3号「農業者老齢年金裁定請求について」は6件の裁定請求があり、いずれも内容が適正なものとして独立行政法人農業者年金基金に送付しましたので報告いたします。

次に議案7ページ報告第4号「農地法第3条の3の届出について」でございます。市街化区域内の農地について届出が1件あり、内容は相続による取得でございます。

次に議案8ページ報告第5号「農地法第4条の規定による届出について」でございます。これは市街化区域内の農地を、新たな権利設定を伴わず転用するもので、転用目的は宅地造成でございます。

次に議案9ページ報告第6号「農地法第5条の規定による届出について」でございます。これは市街化区域内の農地を新に権利設定して転用するもので、所有権移転に伴う届出が1件あり、転用目的は駐車場と庭の造成でございます。

以上、報告第4号から報告第6号までは、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理しましたので報告いたします。

最後に議案10ページ以降の報告第7号「現地目証明願について」でございます。市街化区域内に所在する土地における現地目証明の願出が10件あり、事務局で確認しましたところ、現況はすべて農地・採草放牧地以外でありましたことから、これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第12条及び部会長専決規程第2条第2項第9号に基づき、農政部会長専決処理しま

したので報告いたします。

以上でございます。

○議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等がございますか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（市田 敏行） それでは、報告第1号から報告第7号までを終わります。

○議長（市田 敏行） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第1回定例農政部会を閉会いたします。
